

「市長への手紙」HP掲載データ（平成29年12月分）

見出し	2912-04 新卒者雇用支援奨励金について
ご意見	新卒者雇用支援奨励金について、市外から久慈市内事業所へ通う者も対象者としてはどうか。
回答	<p>当市で取り組んでおります新卒者雇用支援奨励金は、「若年者の雇用の拡大及び地元への定着を図ることで当市の産業振興及び人口減少対策に資すること」を目的としております。交付対象条件の一つとして「市内に住民登録し、市内同一事業所に3年間定着した新卒者」としてしておりますが、ご提言いただいたような市外からの通勤者も一定数おり、目的の一つである当市の産業振興に大きく貢献していただいていることも理解し感謝しているところです。</p> <p>一方でこの奨励金は、県外就職率が県内一の久慈地域の中で、地元就職を選択し3年間定着した新卒者に対する深い敬意と感謝、そして期待とエールを込めて贈っております。奨励金にはそういった市民の願いのこもった税金を充てているため、市民である新卒者に対して贈るべきものと考えております。</p> <p>今後におきましては、事業者や関係者、市民の皆様からのご意見をいただきながら、より良い定着支援制度となるよう情報収集に努め、若者が働き続けたい・住み続けたいと思える魅力ある街づくりに、引き続き取り組んでまいります。</p>
担当課	商工振興課 ☎75-3891